

クラウドサービス共通ご利用規約 新旧対照表

条文番号	改定前(2025年4月2日版)	改定後(2025年11月1日版)
第2条	<p>第2条(定義) 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。 (略) ③ ユーザー お客様の管理のもと、提供ツールを利用する者として<b>管理者ユーザー</b>により提供ツール上からユーザーアカウントを発行された<b>お客様の役員、従業員等</b>をいいます。 (略) ⑥ 提供第三者プログラム 提供ツールに含まれる当社以外の第三者が権利を有するコンピュータプログラムのことをいいます。 (以下略)</p>	<p>第2条(定義) 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。 (略) ③ ユーザー お客様の管理のもと、提供ツールを利用する者として<b>お客様</b>により提供ツール上からユーザーアカウントを発行された<b>個人</b>をいいます。 (略) ⑥ 提供第三者プログラム 提供ツールに含まれる当社以外の第三者が権利を有するコンピュータプログラム<b>又はコンテンツ</b>のことをいいます。 (以下略)</p>
第6条	<p>第6条(サービス期間) 1 本サービスのサービス期間は、別段の定めがある場合を除き、お客様が当社等に対して別途提出する申込書に記載されたサービス提供開始日から1年間とします。但し、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからも本サービス契約の更新を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、本サービス契約は同じ条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。また別段の定めがある場合を除き、本サービス契約成立後の本サービスのキャンセル又はサービス期間中の途中解約はできません。但し、当社が書面で途中解約を認めた場合に限り、第7条第1項に定める基本サービス利用料を基準としたサービス期間満了までにおける基本サービス利用料合計額、オプションサービス利用料及びサポートサービス利用料を解約料として当社等の定める方法によりお支払(既に支払済みの場合は返還しないものとします。)いただくことで、サービス期間中において途中解約をすることができます。 2 お客様は、サービス期間中に契約プランをアップグレード、オプションサービス又はサポートサービスを追加(以下「契約内容変更」といいます。)する場合は、当社等指定の申込方法により行うことができます。なお契約内容変更後のサービス期間は、契約内容変更前のサービス期間から変更されないものとし、契約内容変更日を起算日とするものではありません。</p>	<p>第6条(サービス期間) 1 本サービスのサービス期間は、別段の定めがある場合を除き、お客様が当社等に対して別途提出する申込書に記載されたサービス提供開始日から1年間とします。但し、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからも本サービス契約の更新を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、本サービス契約は同じ条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。また別段の定めがある場合を除き、本サービス契約成立後の本サービスのキャンセル又はサービス期間中の途中解約(<b>契約プランの変更を含みます。以下本項において同じです。</b>)はできません。但し、当社が書面で途中解約を認めた場合に限り、第7条第1項に定める基本サービス利用料を基準としたサービス期間満了までにおける基本サービス利用料合計額、オプションサービス利用料及びサポートサービス利用料を解約料として当社等の定める方法によりお支払(既に支払済みの場合は返還しないものとします。)いただくことで、サービス期間中において途中解約をすることができます。 2 <b>前項の定めにかかわらず</b>、お客様は、サービス期間中に契約プランをアップグレード、オプションサービス又はサポートサービスを追加(以下「契約内容変更」といいます。)する場合は、当社等指定の申込方法により行うことができます。なお契約内容変更後のサービス期間は、契約内容変更前のサービス期間から変更されないものとし、契約内容変更日を起算日とするものではありません。</p>
第7条	<p>第7条(サービス料金) 1 本サービスのサービス料金は、次の各号に定めるとおりとします。当社は、社会情勢の変化等に鑑み、サービス料金の改定を行うことがあります。 ① 基本サービス利用料 基本サービス利用料は、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。 ② 初期費用 本サービスの環境構築及び初期設定支援に要する<b>初期費用</b>は、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。 ③ <b>オプションサービス利用料、サポートサービス利用料</b> 利用料は、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される利用料とします。 2 お客様は、ご利用のサービス内容に応じて、当社等に提出する申込書に記載された金額を、申込書記載の支払い方法にて当社等が指定する金融機関の口座に振り込んでお支払いください。お支払いの際に必要な振り込み手数料、送金手数料、その他費用につきましては、お客様のご負担となります。 (以下略)</p>	<p>第7条(サービス料金) 1 本サービスのサービス料金は、次の各号に定めるとおりとします。当社は、社会情勢の変化等に鑑み、サービス料金の改定を行うことがあります。 ① サービス利用料 <b>契約プランの基本利用料及びオプションサービスに関する利用料を指し</b>、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。 ② 初期費用 本サービスの環境構築及び初期設定支援に要する<b>費用を指し</b>、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。 ③ <b>サポートサービス利用料</b> <b>サポートサービスに関する利用料を指し</b>、お客様が当社等に対して別途提出する申込書において特定される<b>金額</b>とします。 2 お客様は、ご利用のサービス内容に応じて、当社等に提出する申込書に記載された金額を、申込書記載の支払い方法にて当社等が指定する金融機関の口座に振り込んでお支払いください。お支払いの際に必要な<b>振込</b>手数料、送金手数料、その他費用につきましては、お客様のご負担となります。 (以下略)</p>

クラウドサービス共通ご利用規約 新旧対照表

<p>第8条</p>	<p>第8条 (提供ツール) クラウドサービス共通ご利用規約 お客様は、以下の使用条件に従い提供ツールを利用することができます。 ① お客様は、本サービスを利用するお客様の役員・従業員等に対して提供ツール上からユーザーアカウントを発行することができます。但し、その場合、お客様が当該ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理してください。またお客様は、別途当社が承諾した場合を除き、一つのユーザーアカウントを複数人で共有して利用することはできません。 ② お客様が別途本サービスのオプションサービスの申込みをされた場合には、当該オプションサービスについて定められた個別規約に従うものとします。</p>	<p>第8条 (ユーザーアカウントの発行) 1 お客様は、以下の法人又は団体に所属する者に対して、提供ツール上からユーザーアカウントを発行することができます。 ① お客様 ② お客様の関係会社(会社計算規則の定義によります。) ③ お客様と契約関係にあり、当該契約の履行に際して本サービスの利用が必要であり、かつ、法令上の守秘義務及び職業上の秘密保持義務を負う専門職(例:社会保険労務士、産業医等)で構成される法人又は団体 ④ お客様の本サービスの利用に関し、利用権を販売した販売パートナー及びその再販売パートナー ⑤ お客様が当社所定の様式で申請のうえ、当社が承諾した法人又は団体 2 お客様は、ユーザーアカウントを発行した法人又は団体(以下、本条で「利用関係者」といいます。)に対し、自己の責任において提供ツールを利用させるものとします。当社は、お客様が利用関係者に対して提供ツールを利用させることにより生じるいかなるトラブル・紛争等に関しても一切の責任を負いません。 3 お客様は、提供ツールに入力・保存させるデータについて、お客様が利用関係者から受領する正当な権利を有していることを表明及び保証します。 4 お客様は、ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。 5 お客様は、別途当社が承諾した場合を除き、一つのユーザーアカウントを複数人で共有して利用することはできません。 6 当社は、お客様に対し、利用関係者の名称、住所、アカウント発行の理由その他の情報について回答を求めることができるものとし、お客様は、合理的な期間内に当該情報を当社に回答するものとします。 7 当社は、以下のいずれかの場合には、該当するユーザーアカウントの利用を停止し、お客様及び利用関係者による利用を制限できるものとします。 ① 利用関係者が本条第1項各号のいずれにも該当しない場合 ② お客様が本条第3項に反し、利用関係者からデータを受領する権限がない場合 ③ お客様が本条第5項の回答を行わず又は回答の不足により、利用関係者が本条第1項各号のいずれに該当するか判断できない場合 ④ 本規約の定め違反した場合</p>
<p>第9条</p>	<p>第9条 (ユーザーアカウント及びAPIキー) (以下略)</p>	<p>第9条 (ユーザーアカウント及びAPIキーの管理) (以下略)</p>
<p>第14条</p>	<p>第14条 (制限・禁止事項) 1 提供ツールを含む本サービス(提供第三者プログラムを除く。)の著作権その他一切の権利は、当社に留保されるものであり、当社はお客様に対し、本規約に定める内容に従い、本サービスを非独占的に使用する権利を許諾します。 2 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。 ① 別途当社が承諾した場合を除き、第三者に対して本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること (以下略)</p>	<p>第14条 (制限・禁止事項) 1 提供ツールを含む本サービスの著作権、商標権等の知的財産権(以下「知的財産権」といいます。)その他一切の権利は、当社に留保されるものであり、当社はお客様に対し、本規約に定める内容に従い、本サービスを非独占的に使用する権利を許諾します。なお、提供第三者プログラムに関する知的財産権は当該提供第三者プログラムの提供者に帰属するものであり、当社は当該提供者からの再使用許諾の内容に従い、お客様に対し、提供ツール内においてのみ当該第三者プログラムを使用する権利を許諾します。お客様は、提供第三者プログラムを第三者に販売または商用利用することはできません。 2 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。 ① 第8条第1項に該当する者を除き、第三者に対して本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること (以下略)</p>
<p>第15条</p>	<p>第15条 (保証範囲) (略)  (新設)</p>	<p>第15条 (保証範囲) (略)  5 当社は日本国内での利用を前提として、本サービスを提供します。本サービスを日本以外の国・地域で利用することについては、お客様の判断と責任のもとで行うものとし、当社は日本国外における本サービスの利用について法令上、技術上その他いかなる保証も行いません。ただし、当社は、本サービスの安定的な提供を妨げるおそれがあると判断した場合、一部の国・地域からの利用を制限または禁止することがあります。</p>

クラウドサービス共通ご利用規約 新旧対照表

<p>第16条</p>	<p>第16条 (秘密保持) (略) 3 前項の規定に関わらず、受領当事者は、自己の責任において、以下の者に対し必要最小限の範囲内で秘密情報を開示し利用できるものとします。 ① 販売パートナーを通じてお申し込みがあった場合の、当該販売パートナー(但し、「お客様情報等」に限られます) ② 第19条に基づき業務を委託される当社の再委託先 ③ 本サービスの提供、管理、運営又は利用のために秘密情報を知る必要のある自己の子会社、親会社及び関連会社の取締役、監査役、従業員 ④ 弁護士、公認会計士、税理士、その他の法令上の守秘義務があり、かつ職業上の秘密保持義務を課せられた者 ⑤ 本規約又は申込書に別段の定めがある場合 (以下略)</p>	<p>第16条 (秘密保持) (略) 3 前項の規定に関わらず、受領当事者は、自己の責任において、以下の者に対し必要最小限の範囲内で秘密情報を開示し利用できるものとします。 ① 販売パートナーを通じてお申し込みがあった場合の、当該販売パートナー(但し、「お客様情報等」に限られます) ② 第19条に基づき業務を委託される当社の再委託先 ③ 本サービスの提供、管理、運営又は利用のために秘密情報を知る必要のある自己及び関係会社の役員及び従業員 ④ 弁護士、公認会計士、税理士、その他の法令上の守秘義務があり、かつ職業上の秘密保持義務を課せられた者 ⑤ 本規約又は申込書に別段の定めがある場合 (以下略)</p>
<p>第18条</p>	<p>第18条 (第三者の権利侵害) 当社は、本規約に基づく提供ツールの利用が第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利(関連する施行規則、政令、各種ガイドライン、準則を含む)を侵害しないことを保証いたします。</p>	<p>第18条 (第三者の権利侵害) 当社は、本規約に基づく提供ツールの利用が第三者の知的財産権その他一切の権利(法律に基づくもののほか、関連する施行規則、政令、各種ガイドライン、準則を根拠とするものを含みます。)を侵害しないことを保証いたします。</p>
<p>第28条</p>	<p>第28条 (解除) 1 お客様又は当社は、相手方が以下の項目の1つにでも該当した場合、相手方に対してなんらの催告なくして、将来に向かって本サービス契約を即時解除することができます。 (略) ⑤ 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立て、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申し立て、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合であって、当該事由により信用不安が発生したと合理的に判断できる事情が発生した場合 (以下略)</p>	<p>第28条 (解除) 1 お客様又は当社は、相手方が以下の項目の1つにでも該当した場合、相手方に対してなんらの催告なくして、将来に向かって本サービス契約を即時解除することができます。 (略) ⑤ 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立て、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申し立て、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合であって、当該事由により信用不安が発生したと合理的に判断できる事情が発生した場合 (以下略)</p>
<p>第29条</p>	<p>第29条 (反社会的勢力の排除) (略) (新設) 2 お客様及び当社は、前項の表明・確約に反して、相手方又は相手方の役員若しくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項の各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス契約を即時解除することができるものとします。 (以下略)</p>	<p>第29条 (反社会的勢力の排除) (略) 2 お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ① 暴力的な要求行為 ② 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ③ 虚偽の風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為 ④ その他前各号に準ずる行為 3 お客様及び当社は、前二項の表明・確約に反して、相手方又は相手方の役員若しくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前二項の各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス契約を即時解除することができるものとします。 (以下略)</p>
<p>個人情報取扱いに関する附則第8条</p>	<p>第8条 (保存データの取扱い) (略) 2 お客様は、以下の事項が真実であることを表明及び保証し、かかる表明及び保証が真実でなかった場合には、お客様はそれにより当社が被った損害を賠償するものとします。 ① 保存データに含まれる個人情報をお客様が適正な手段により取得していること(特に、要配慮個人情報又はこれに類する不当な差別に繋がりうるデータを取得した場合には、お客様が情報主体から同意を得ていること。) ② 本サービスの利用による保存データに含まれる個人情報の取扱いが、お客様の利用目的の範囲内であること (略)</p>	<p>第8条 (保存データの取扱い) (略) 2 お客様は、以下の事項が真実であることを表明及び保証し、かかる表明及び保証が真実でなかった場合には、お客様はそれにより当社が被った損害を賠償するものとします。 ① 保存データに含まれる個人情報をお客様が適正な手段により取得及び管理していること(特に、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報又はこれに類する不当な差別に繋がりうるデータその他の法令上特別な取扱いを要する情報を取得した場合には、お客様が情報主体から同意を得る等の適正な措置を講じていること。) ② 本サービスの利用による保存データに含まれる個人情報の取扱いが、お客様の利用目的の範囲内であること (以下略)</p>